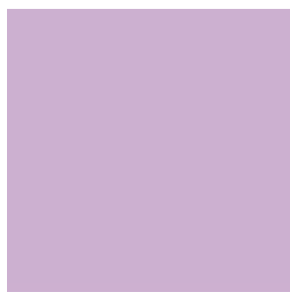
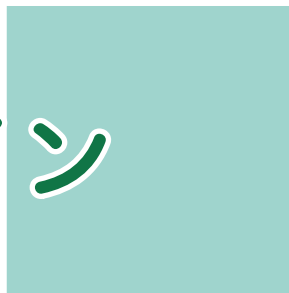
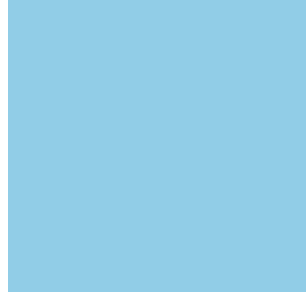


# ユニバーサルデザイン まちづくり ガイドライン

—誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちに—



2011 (平成23) 年3月

新宿区



# ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン 目次

はじめに .....	2
ガイドラインの目的等 .....	4
1. ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりの方向性 .....	6
2. ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりの取組 .....	22
基本目標1 誰もが自由に歩ける都市空間づくり .....	30
基本目標2 誰もが快適に過ごせる都市空間づくり .....	46
基本目標3 誰もが安心できる都市空間づくり .....	56
基本目標4 誰もが楽しめる都市空間づくり .....	68
基本目標5 誰にでもわかりやすい都市空間づくり .....	76
3. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 .....	84
4. ガイドラインの継続的な改善 .....	88
5. 総合的なユニバーサルデザインの推進に向けて .....	90
〈資料編〉	
・ユニバーサルデザインまちづくりに関する新宿区の取組 .....	95
・ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの策定経過 .....	97
・用語の説明 .....	101

## はじめに

---

現在、高齢化、少子化、国際化の進展などの社会の変化、ノーマライゼーション\*理念の浸透や地球規模での環境問題への意識の高まり、災害や犯罪等への不安感の増大など、区民等を取りまく環境が変化してきており、このような変化に対応する新しいまちづくりの考え方が求められています。また、さまざまな人々の社会参加や、自由な都市活動を支える都市空間づくりが求められています。

新宿区には、新宿駅のような日本を代表するターミナル駅周辺や神楽坂のような趣のある路地、新宿御苑のように豊かなみどりや水辺等があり、働く、学ぶ、遊ぶ、憩うなどさまざまな目的で多くの人々が訪れます。高齢者や障害者、初めて新宿区を訪れた人、子どもを連れた人、外国から訪れた人など、さまざまな人々がまちを利用しており、さまざまな人々の交流と多様な地域特性のある懐の深さが、新宿区の特徴といえます。

このように、新宿区においては、新宿区に暮らし、新宿区を訪れる、高齢者や障害者、外国人など、さまざまな人々を社会の一員として包含し、さまざまな人々に配慮したまちづくりが必要とされています。

平成 19 年度に策定した新宿区都市マスタープランにおいては、「暮らしと賑わいの交流創造都市」を目標に掲げ、「誰もが自由に行動できる都市空間づくり」を推進するため、道路等の公共的な空間におけるユニバーサルデザインの視点に立った整備や、多様な主体との協働を位置づけています。

このような社会変化や新宿区のまちのさまざまな課題に対応するために、平成 20 年度に学識経験者、関係団体等による「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン有識者会議」を立ち上げ、「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた、つかい手（利用者、居住者）、づくり手（設計者、事業者、道路・公園・建築物等の管理者）、行政等の連携による都市空間の改善方策について検討を進めてきました。

本ガイドラインは、有識者会議での検討を踏まえ、さまざまな人々の「移動のしやすさ」や「利用のしやすさ」に加え、それらの活動を支える「情報のわかりやすさ」に注目し、策定したものです。

新宿区に暮らし、訪れる、さまざまな人々が、より自由で快適に、安心して、楽しく、そしてわかりやすく活動できるように、「ユニバーサルデザイン」の視点に立って『まちの改善すべき点に気づき』、『望まれるまちの姿を実現』することが本ガイドラインの目指すところです。

そのためには、まちづくりに取り組む人々が、利用者本位・人間本位の考え方に立ち、つかい手の視点から、移動・利用・情報の連続性を確保（シームレス\*化）し、より良い取組（レベルアップ）を心掛けることが重要になります。

新宿区のまちづくりを進めるにあたり、一人でも多くの方に本ガイドラインを活用いただき、つかい手、づくり手、行政等の一人ひとりの工夫と協働の取組を進めることにより、さまざまな人々の社会参加や自由な都市活動を促進し、だれもが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきたいと考えています。

## ユニバーサルデザイン

### ■ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を作りあげることです。

東京都福祉のまちづくり条例（平成 21 年 3 月 31 日施行）では、ユニバーサルデザインを次のように定義しています。

（定義）第二条 — ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を作り上げることをいう。

### ■ユニバーサルデザインの歴史

ユニバーサルデザインは、ノースカロライナ州立大学（アメリカ）のロナウド・メイス教授（1941-1998）が 1980 年代に提唱したものです。この考え方は日本においても浸透し、建築物や交通機関、さまざまな商品などにも導入されています。

### ■ユニバーサルデザイン7原則

原則 1：誰にでも公平に利用できること

原則 2：使う上で自由度が高いこと

原則 3：使い方が簡単ですぐわかること

原則 4：必要な情報がすぐに理解できること

原則 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

原則 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

## ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくり

### 新宿区に暮らし、活動する さまざまな『ひと』

- 高齢者
- 妊娠中の人
- 子ども連れの人
- 子ども
- 外国人
- 土地に不慣れな人
- 重い荷物を持った人
- 一時的にケガをしている人
- 一時的に体調の悪い人
- 身体の不自由な人  
（車いす使用者他）
- 内部障害のある人
- 目の不自由な人  
（全盲、弱視、色覚障害※）
- 耳の不自由な人
- 知的障害、精神障害、発達障害の人

都市活動  
居住・生活

### つかい手（利用者、居住者）の 視点に立った『まちの改善』

新宿区においては、さまざまな人々が多様な活動を展開しており、ユニバーサルデザインの考え方をまちづくりに取り入れ、移動・利用・情報の連続性の確保や、さらに良い取組を進めていくことが求められます。

社会変化に対応したまちづくりの課題や、新宿区の都市空間づくりの課題について、利用者本位、人間本位の考え方にに基づき多様な観点から課題解決を目指すユニバーサルデザインの視点でのまちづくりを進めていくことが必要です。

# ガイドラインの目的等

## ①ユニバーサルデザインとまちづくりのイメージ

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、  
さまざまな人々が利用できるように、  
生活環境その他の環境をつくりあげる  
～まち、情報、サービス、もの～

### ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

〈さまざまな人々の  
動作特性に対応〉  
例) 福祉のまちづ  
くり条例に基づく  
施設整備、高齢者  
・障害者福祉サー  
ビス、子育て支援

《福祉》  
福祉のまちづくり

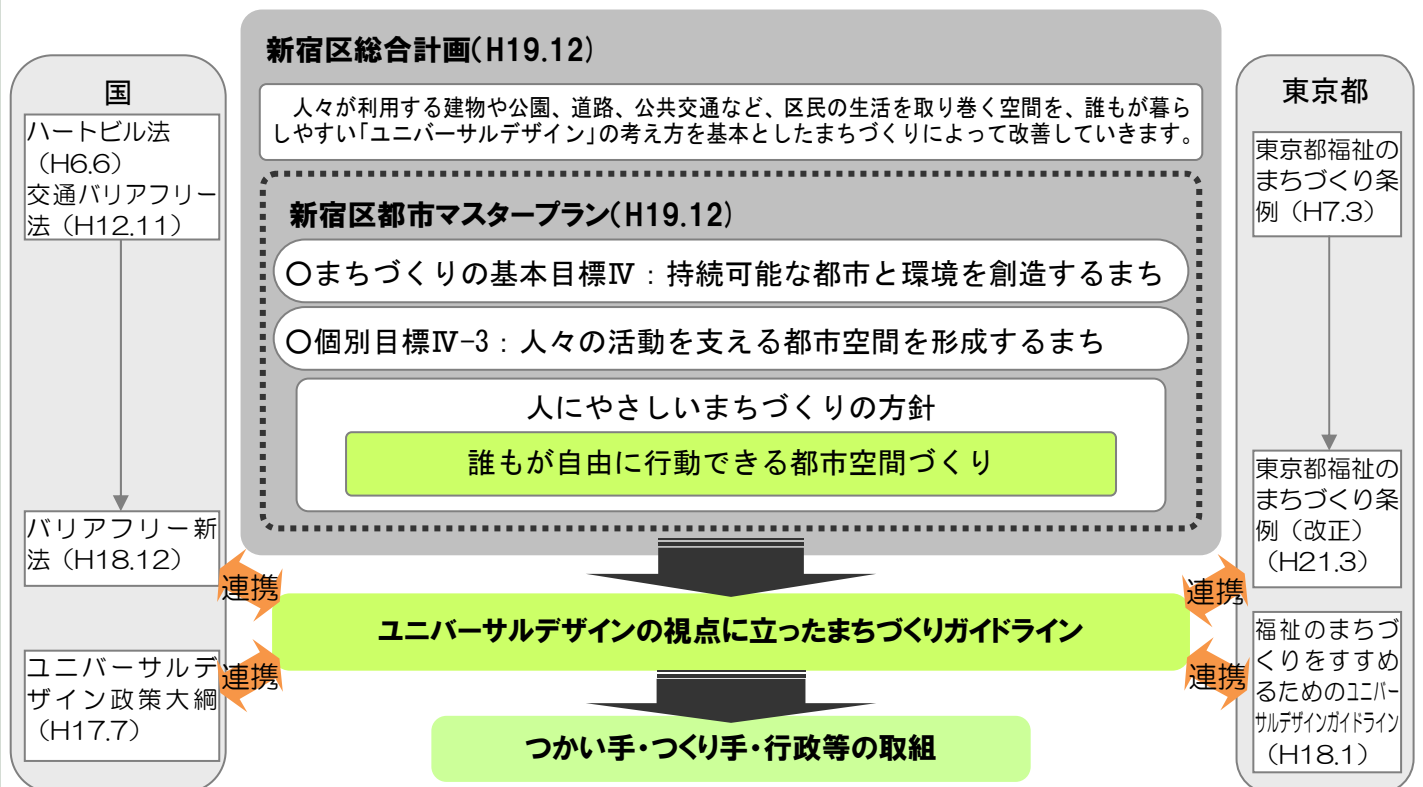
《生活・文化》  
地域づくり

〈多様な地域特性・  
観光来街に対応〉  
例) 区民等の多様  
な主体の参加と  
協働、地域コミュ  
ニティ、観光、産業  
振興

《都市空間》  
都市空間づくり

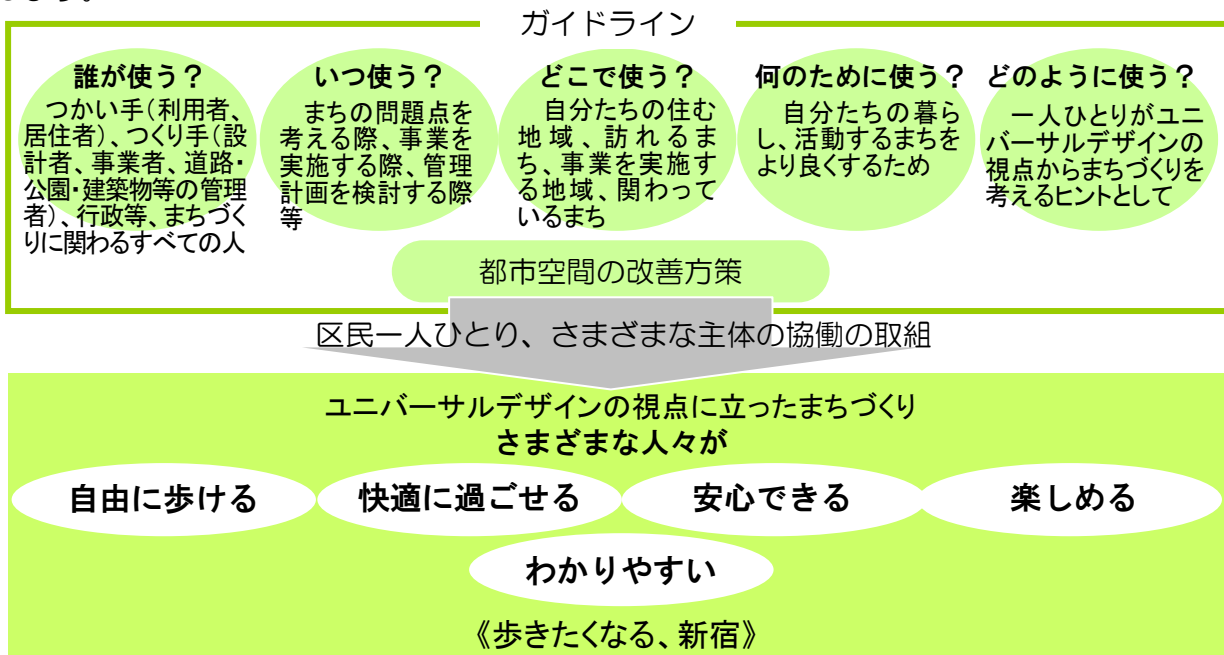
〈都市空間に対応〉  
例) 駅、道路・駅前広場、公園、沿道建築物等

## ②位置づけ



### ③目的

本ガイドラインは、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、つかい手（利用者、居住者）の視点に立って、『まちの改善すべき点に気づき』、『望まれるまちの姿を実現』することを目的として作成しています。ガイドラインを活用し、つかい手、つくり手、行政等の取組により、さまざまな人々が、自由で、快適に、安心して、楽しく、そしてわかりやすく活動できる新宿のまちの実現を目指します。

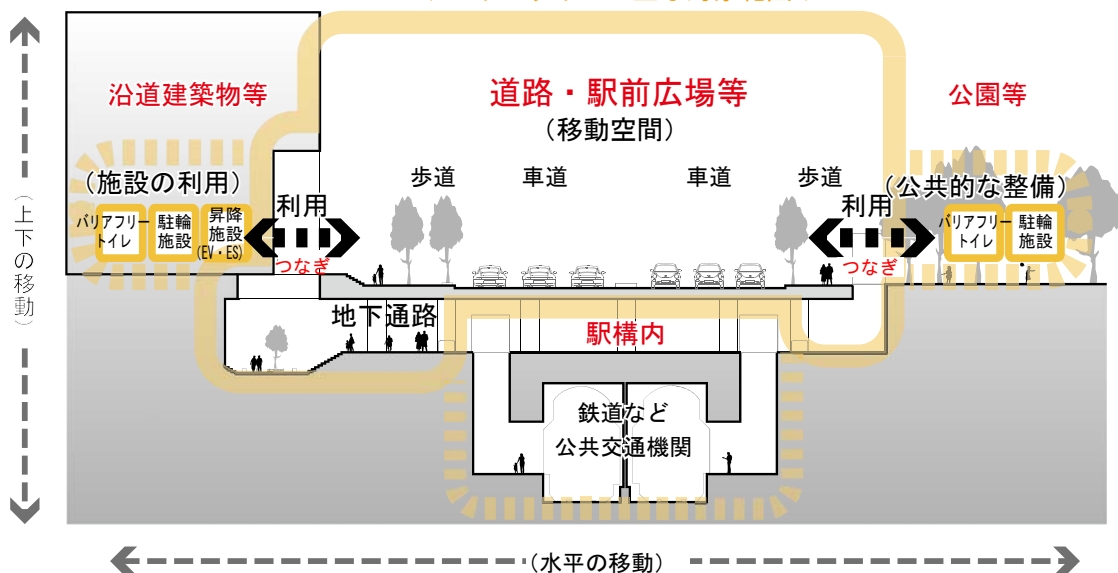


### ④対象とする範囲

道路や公園、建築物などの個々の施設については、既にバリアフリー<sup>※</sup>やユニバーサルデザインの視点から整備基準が示されています。そのため、本ガイドラインでは、これらの整備基準を踏まえて、都市空間における「移動」・「利用」・「情報」の連続性や地域における一体性を重視した都市空間の改善方策を示します。

対象とする範囲は、道路・駅前広場・地下通路・歩道状空地<sup>※</sup>などの“移動空間”と、それに接続する公園や建築物等の公開空地<sup>※</sup>やオープンスペース<sup>※</sup>、トイレ、駐輪施設等の“移動・利用・情報を補完する公共的な機能（施設）”とします。特に、建築物と道路との接続部など、整備の主体が異なり調整が行き届きにくい「つなぎ」の部分等に着目し、民間、行政等のさまざまな主体の連携による都市空間の改善方策を示します。この方策には施設整備等だけでは対応できない部分を補う、人的サポートなどの対応も含まれます。

◆ガイドラインの主な対象範囲◆



(※巻末に用語の説明があります。)